

I 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景

(1) 国連の動き

男女共同参画に関する世界的な潮流として、国連の動きをみると、1945（昭和 20）年に国連憲章の前文に男女平等をうたい、1946（昭和 21）年には「婦人の地位委員会」を設置して、男女平等の実現に向けた取り組みが進められました。また、国連は、1975（昭和 50）年に「国連婦人の 10 年」を宣言し、以後 10 年間、様々な分野における女性差別の撤廃等女性の地位向上のための行動を進めてきました。

1985 年にはナイロビでの「第 3 回世界婦人会議」が開催され、1995（平成 7）年には北京で開催された「第 4 回世界女性会議」で世界中の女性の地位向上をめざす「北京宣言」及び女性のエンパワーメント^{*}に関するアジェンダ（予定表）である「行動綱領」が採択されました。これらの取り組みにより、フェミニズム^{*}論の前進と同時に、国や人種を超えた世界的な女性の連帯に影響を与えました。

2000（平成 12）年には、ニューヨークで国連特別総会「女性 2000 年会議」が開催され、「北京行動綱領」の進捗状況の確認や課題を検討するとともに、さらなる行動を求める「政治宣言及び成果文書」が採択されています。

2005（平成 17）年、「第 4 回世界女性会議」から 10 年目にあたることを記念し、「北京宣言及び行動綱領」及び女性 2000 年会議の「成果文書」の評価・見直しを行うとともに、女性と女児の地位向上及びエンパワーメントのための新たな課題や今後の戦略について協議するため、閣僚級会合が開催されました。本会合では、「北京宣言及び行動綱領」の再確認と、これらの完全実施に向けた一層の取り組みを国際社会に求める「宣言」が採択されました。

2010（平成 22）年、第 54 回国連婦人の地位委員会（北京+15）閣僚級会合が開催され、「北京宣言及び行動綱領」と女性 2000 年会議の「成果文書」の実施状況の評価について、宣言及び決議が採択されました。

2011（平成 23）年には、女性と女児の権利を促進するため、国連の女性に関する 4 つの機関（国連女性開発基金（UNIFEM）、女性の地位向上部（DAW）、ジェンダー^{*}問題に関する事務総長特別顧問室（OSAGI）、国際婦人調査訓練研修所（UN-INSTRAW））を統合したジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関（UN Women）が発足されました。

2012（平成 24）年の第 56 回国連婦人の地位委員会では、「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」の決議案が採択されています。

※フェミニズム：男女同権を実現し、性差別のない社会をめざして、女性の社会的・政治的・経済的地位の向上と性差別を払拭する思想。

※エンパワーメント：誰もが潜在的に持っている能力や個性を高め、発揮できること。

※ジェンダー：生まれつきの生物学的性別（セックス/sex）に対し、「社会的・文化的に形成された性別」のこと。

参考：内閣府男女共同参画局用語集など

(2) 日本の動き

我が国においては、こうした世界的な流れを受け、1977（昭和 52）年に女性に関する施策を総合的かつ効果的に推進していくための「国内行動計画」を定め、以後、「新国内行動計画」（1987 年）、「男女共同参画 2000 年プラン」（1996 年）等が策定されました。さらに、「男女共同参画基本計画策定にあたっての基本的な考え方」（2000 年）や「女性に対する暴力に関する基本的方策について」（2000 年）等が示されるとともに、国連特別総会「女性 2000 年会議」の成果を踏まえ、2000（平成 12）年には「男女共同参画基本計画（第 1 次）」を閣議決定し、男女共同参画社会の実現にむけた各種施策を推進してきました。

また、この間、法制度的にも、「男女雇用機会均等法」等の成立を経て、「女子差別撤廃条約」の批准により、大きく前進し、1999 年には「男女共同参画社会基本法」、2001（平成 13）年には「DV（ドメスティック・バイオレンス）防止法」が施行されました。

2005（平成 17）年 12 月には、男女共同参画社会の形成に関する国内外の様々な状況の変化を考慮の上、「男女共同参画基本計画」を改訂（第 2 次基本計画）し、総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を示しています。また、2010（平成 22）年 12 月には、我が国における男女共同参画社会の形成が一層加速されるよう、実効性のあるアクション・プランとして「男女共同参画基本計画」の更なる改訂（第 3 次基本計画）を行っています。

(3) 沖縄県の動き

沖縄県においても、1984（昭和 59）年に婦人問題解決のための「沖縄県行動計画」を策定し、その後「男女共同参画型社会をめざす沖縄県行動計画」（1992 年）、「男女共同参画型社会をめざす沖縄県行動計画（改定）」（1997 年）、「沖縄県男女共同参画計画 ～DEIGO プラン～」（2002 年）と見直しを図りながら、長期計画のもとで、男女共同参画社会の実現をめざしてきました。また、2003（平成 15）年には、「沖縄県男女共同参画推進条例」の制定を行っています。加えて、2007（平成 19）年には、先の条例に基づく計画として、「沖縄県男女共同参画計画（後期）」を策定し、「男女共同参画についての正しい理解と学習の充実」「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援」「政策・方針決定過程への女性の参画の促進」「女性のチャレンジ支援」「家庭と仕事の両立支援と働き方の見直し」の 5 つを重点項目として掲げています。

さらに、同計画の終了に伴い、平成 24 年度から平成 28 年度までの計画として「第 4 次沖縄県男女共同参画計画～DEIGO プラン～」（2012 年）を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを推進しているところです。

(4) 宜野湾市の動き

宜野湾市では、平成2(1990)年に、市政初の女性議員が誕生しました。

平成4(1992)年の機構改革で、女性行政窓口の充実と女性の地位向上を図るため、女性振興係を新設しました。

平成5(1993)年に「女性振興係」から「女性行政係」に名称を改め体制を強化し、女性行政の一層の進展を図りました。同年、「宜野湾市婦人週間」を新設し、「女性のあゆみ展」を開催しました。さらに、ミニ女性フォーラム(ゆんたく広場)を市役所庁舎内に開設し、女性の地位向上と男女平等を進める啓発拠点として女性行政に関わるネットワークづくりを推進しました。6月には、助役を本部長とする「宜野湾市女性行政推進本部」を発足し、下部組織として「宜野湾市女性行政実務者会議」を置き、女性行政の推進体制を確立しました。7月には、市民、有識者で構成した「宜野湾市女性会議」を設置し、女性行政について調査、研究を開始しました。

平成7(1995)年には、宜野湾市女性会議の提言を踏まえ、「21世紀に翔びたつ新しい女と男の『ねたての都市』をめざす宜野湾市行動計画～はごろもぷらん 21～」を策定しました。

平成8(1996)年に男女共同参画行政に関する施策を具体的に地域で推進していくため「宜野湾市男女共同参画行政地域連絡会」を設置し、市民全体への推進体制を強化しました。

平成9(1997)年、宜野湾市女性会議から「宜野湾市女性センター基本構想」の提言があり、早期建設実現に向けて期待が持たれました。

平成13(2001)年には、毎年開催している「女性週間」を「男女共同参画週間」に改め、「男女共同参画社会基本法」の基本理念に関する理解を深めました。さらに、女性が政策決定の場に関心を高め、社会参画を促進することを目標に市と女性団体連絡協議会の共催事業で初の女性模擬議会を開催しました。

平成14(2002)年の機構改革に伴い、女性行政係を「男女共同参画係」に改めました。

平成15(2003)年4月、男女共同参画と国際交流を推進する拠点施設として「人材育成交流センターめぶき」が開設しました。

平成16(2004)年には、宜野湾市附属機関設置条例の一部改正により、「宜野湾市女性会議」から「宜野湾市男女共同参画会議」に名称変更しました。

同年、宜野湾市男女共同参画会議の提言を踏まえ、「第2次宜野湾市男女共同参画計画～はごろもぷらん～」を策定しました。

平成17(2005)年4月の機構改革により、男女共同参画係が広報交流課から企画政策課に配置されました。

平成19(2007)年4月には、宜野湾市で初めて部長級(会計管理者)に女性が任命されました。

平成 20(2008)年 5 月、女性の意見を市の政策・方針決定過程に反映させることを目的に「審議会等委員への女性登用促進要綱」を制定しました。(平成 20 年 5 月 1 日施行)

平成 21 年 5 月、「第 2 次宜野湾市男女共同参画計画～はごろもぷらん～(改定版)」を策定しました。

平成 22(2010)年 1 月、地域をあげて男女共同参画社会づくりに取り組む決意を表明し、男女共同参画推進のための各種施策を重点的に展開していくことを目指し「宜野湾市男女共同参画都市宣言」を行いました。

平成 23(2011)年から平成 24(2012)年の 2 年間にわたり、内閣府の「住民生活に光をそそぐ交付金」を活用し、DV 防止及び被害者支援対策事業の取り組みを始めました。

平成 25(2013)年 4 月に「市民協働推進課」が新設され、旧企画政策課の「平和交流係」「男女共同参画係」が合併し、「平和・男女共同参画係」が名称を改め、配置されました。

同年 4 月の調査において、女性管理職の割合が 19.7%に達し、県内 11 市のうち 1 位となりました。

平成 26(2014)年 5 月に男女共同参画社会の実現をめざす活動拠点として「宜野湾市男女共同参画支援センターふくふく」が開設しました。

平成 27(2015)年 4 月、計画期間を 1 年延長して推進を図っておりました「第 2 次宜野湾市男女共同参画計画～はごろもぷらん～(改定版)」の後継計画として、「第 3 次宜野湾市男女共同参画計画～はごろもぷらん～」を策定しました。

2. 計画策定の目的

本計画は、男女が互いにその人権を尊重しながら責任を分かち合い、性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現を目指し、宜野湾市の男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するためのものです。

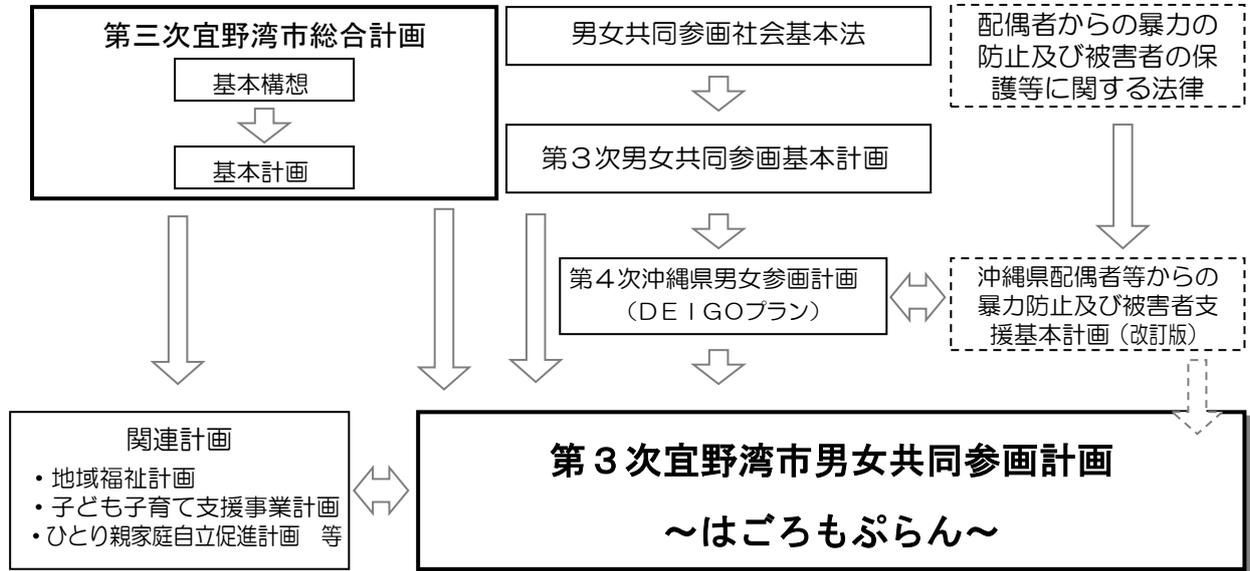
3. 計画の性格

本計画は、「男女共同参画社会基本法」第 9 条及び第 14 条第 3 項に基づき策定される男女共同参画推進のための総合的な計画です。

また、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第 2 条の 3 第 3 項に基づき策定される「宜野湾市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」としての性格をあわせもつ計画です。

4. 計画の位置づけ

「第3次宜野湾市男女共同参画計画～はごろもぷらん～」の位置づけは以下の通りです。



5. 計画期間

本計画は、平成27年度（2015年度）から平成36年度（2024年度）までの10年間の計画として策定し、中間年度である平成31年度（2019年度）に中間見直しを行います。なお、計画に位置づけられた施策・事業等の点検・評価を毎年度行うとともに、その結果、あるいは社会情勢の変化等によって計画に変更の必要性が生じた場合には、適宜見直しを行うものとします。

平成27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度
第3次宜野湾市男女共同参画計画（10年間）									
				見直し	第3次宜野湾市男女共同参画計画<改定版>				